令和4年2月15日

令和4年広島県議会2月定例会議案 (その1)

広 島 県

# 令和4年広島県議会2月定例会議案目次 (その1)

県第1号	令和4年度広島県一般会計予算	1
県第2号	令和4年度広島県証紙等特別会計予算	18
県第3号	令和4年度広島県管理事務費特別会計予算	21
県第4号	令和4年度広島県公債管理特別会計予算	24
県第5号	令和4年度広島県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計予算	28
県第6号	令和4年度広島県国民健康保険事業費特別会計予算	31
県第7号	令和4年度広島県中小企業支援資金特別会計予算	34
県第8号	令和4年度広島県農水産振興資金特別会計予算	37
県第9号	令和4年度広島県県営林事業費特別会計予算	40
県第10号	令和4年度広島県港湾特別整備事業費特別会計予算	43
県第11号	令和4年度広島県県営住宅事業費特別会計予算	48
県第12号	令和4年度広島県高等学校等奨学金特別会計予算	53
県第13号	令和4年度広島県病院事業会計予算	56
県第14号	令和4年度広島県工業用水道事業会計予算	59
県第15号	令和4年度広島県土地造成事業会計予算	62
県第16号	令和4年度広島県水道用水供給事業会計予算	64
県第17号	令和4年度広島県流域下水道事業会計予算	67

#### 県第 1号議案

令和4年度広島県一般会計予算

令和4年度広島県一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,144,020,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和4年2月15日提出

歳 入

(単位:千円)

/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	T			
款	項	金	額	
1 県税			340, 294, 048	
	1 県民税		97, 203, 000	
	2 事業税		93, 058, 000	
	3 地方消費税		79, 210, 000	
	4 不動産取得税		7, 486, 000	
	5 県たばこ税		2, 672, 000	
	6 ゴルフ場利用税		718, 000	
	7 軽油引取税		22, 832, 000	
	8 自動車税		36, 442, 000	
	9 鉱区税		4, 000	
	10 狩猟税		24, 000	
	11 産業廃棄物埋立税		624, 000	
	12 旧法による税		21, 048	
2 地方消費税清算金			125, 099, 000	
	1 地方消費税清算金		125, 099, 000	
3 地方譲与税			52, 022, 602	
	1 特別法人事業譲与税		48, 526, 990	
	2 地方揮発油譲与税		2, 882, 000	
	3 石油ガス譲与税		113, 000	

款	項	金	額
	4 自動車重量讓与税		363, 000
	5 地方道路譲与税		10
	6 森林環境讓与税		127, 602
	7 航空機燃料讓与税		10,000
4 地方特例交付金			1, 357, 000
	1 地方特例交付金		1, 357, 000
5 地方交付税			185, 006, 000
	1 地方交付税		185, 006, 000
6 交通安全対策特別交付金			500, 000
	1 交通安全対策特別交付金		500, 000
7 分担金及び負担金			6, 558, 877
	1 分担金		703, 264
	2 負担金		5, 855, 613
8 使用料及び手数料			9, 695, 830
	1 使用料		5, 584, 331
	2 手数料		4, 111, 499
9 国庫支出金			165, 091, 326
	1 国庫負担金		74, 226, 548
	2 国庫補助金		87, 502, 573
	3 委託金		3, 362, 205
10 財産収入			1, 204, 455

款	項	金	額
	1 財産運用収入		895, 776
	2 財産売払収入		308, 679
11 寄附金			99, 557
	1 寄附金		99, 557
12 繰入金			51, 782, 271
	1 特別会計繰入金		220, 094
	2 基金繰入金		51, 562, 177
13 繰越金			1
	1 繰越金		1
14 諸収入			102, 624, 633
	1 延滞金、加算金及び過料等		464, 038
	2 県預金利子		1,801
	3 貸付金元利収入		84, 044, 248
	4 受託事業収入		2, 642, 317
	5 収益事業収入		4, 688, 483
	6 利子割精算金収入		1
	7 雑入		10, 783, 745
15 県債			102, 684, 400
	1 県債		102, 684, 400
歳 入 合 計			1, 144, 020, 000

歳 出		(単位:千円)	
款	項	金	額
1 議会費			2, 120, 099
	1 議会費		2, 120, 099
2 総務費			53, 846, 097
	1 総務管理費		25, 914, 996
	2 企画費		7, 593, 063
	3 地域振興費		6, 850, 871
	4 徴税費		8, 955, 311
	5 選挙費		1, 705, 697
	6 防災費		1, 960, 760
	7 統計調査費		447, 624
	8 人事委員会費		199, 527
	9 監査委員費		218, 248
3 民生費			141, 602, 706
	1 社会福祉費		107, 078, 307
	2 児童福祉費		34, 019, 203
	3 生活保護費		341, 760
	4 災害救助費		163, 436
4 衛生費			125, 026, 791
	1 公衆衛生費		81, 172, 685

款	項	金	( <u></u>
	2 環境衛生費		3, 887, 699
	3 環境保全費		3, 943, 782
	4 保健所費		1, 982, 746
	5 医薬費		31, 570, 880
	6 病院費		2, 468, 999
5 労働費			3, 659, 449
	1 労政費		391, 504
	2 職業訓練費		2, 155, 331
	3 雇用対策費		961, 978
	4 労働委員会費		150, 636
6 農林水産業費			29, 986, 918
	1 農業費		8, 047, 718
	2 畜産業費		1, 069, 755
	3 水産業費		2, 223, 089
	4 農地費		8, 008, 540
	5 林業費		10, 637, 816
7 商工費			102, 315, 567
	1 商業費		2, 095, 560
	2 工鉱業費		98, 866, 313
	3 観光費		1, 353, 694
8 土木費			103, 646, 456

款	項	金	額
	1 土木管理費		11, 072, 966
	2 道路橋梁費		44, 066, 179
	3 河川海岸費		28, 401, 583
	4 港湾費		9, 978, 232
	5 都市計画費		8, 480, 215
	6 住宅費		996, 904
	7 空港費		650, 377
9 警察費			64, 567, 172
	1 警察管理費		59, 875, 448
	2 警察活動費		4, 691, 724
10 教育費			187, 775, 718
	1 教育総務費		29, 341, 779
	2 小学校費		53, 684, 837
	3 中学校費		32, 477, 437
	4 高等学校費		48, 823, 859
	5 特別支援学校費		16, 849, 848
	6 大学費		4, 837, 900
	7 社会教育費		1, 400, 913
	8 保健体育費		359, 145
11 災害復旧費			28, 174, 198
	1 農林水産施設災害復旧費		5, 749, 128

款	項	金	額
	2 土木施設災害復旧費		22, 379, 670
	3 公共施設災害復旧費		25, 400
	4 教育施設災害復旧費		20,000
12 公債費			147, 888, 766
	1 公債費		147, 888, 766
13 諸支出金			152, 410, 063
	1 地方消費税清算金		70, 214, 000
	2 個人県民税所得割交付金		249, 000
	3 利子割交付金		453, 000
	4 配当割交付金		1, 790, 000
	5 株式等譲渡所得割交付金		2, 422, 000
	6 法人事業税交付金		6, 543, 000
	7 地方消費税交付金		63, 352, 000
	8 ゴルフ場利用税交付金		503, 000
	9 自動車取得税交付金		34
	10 環境性能割交付金		1, 522, 000
	11 軽油引取税交付金		5, 362, 000
	12 利子割精算金		29
14 予備費			1,000,000
	1 予備費		1,000,000
歳 出 合 計			1, 144, 020, 000

第2表 債務負担行為		(単位:千円)
事項	期間	限度額
令和4年度における地方債の共同発行によって生じる	令和 4年度から	元金1,150,000,000千円及びこれに対する利子相当額
連帯債務(共同発行市場公募地方債)	令和14年度まで	
地方事務所整備事業	令 和 5 年 度	91,000
県庁舎整備推進事業 (県庁舎設備改修事業)	令 和 5 年 度	264, 000
自動車税及び個人事業税納税通知書作成等業務委託事	令和 4年度から	63, 255
業	令和 7年度まで	
広島県人口移動統計調査委託事業	令和 5年度から	7, 884
	令和 6年度まで	
広島県鉱工業生産動態統計調査	令和 5年度から	3, 613
	令和 6年度まで	
地域文化拠点強化事業	令 和 5 年 度	14, 626
縮景園・美術館管理運営費	令 和 5 年 度	413, 299
広島県立もみのき森林公園管理委託事業	令和 4年度から	237, 555
	令和 20年度まで	
廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費等助成事業	令和 5年度から	440,000
	令和 6年度まで	
生活排水処理対策推進事業	令和 8年度から	14, 587
	令和44年度まで	
私学振興資金の融資に対する利子補給	令和 5年度から	私学振興資金の融資に対し年1.0パーセントの範囲内で行う利子補
	令和13年度まで	給 利子補給限度額 23,171
広島県医師育成奨学金事業	令和 5年度から	288, 000
	令和10年度まで	

事項	期間	限	度	額
女性活躍促進・仕事と家庭の充実応援事業	令 和 5 年 度			13, 619
離転職者委託訓練事業	令 和 5 年 度			88, 088
障害者就職支援事業	令 和 5 年 度			194
奨学金返済支援事業	令和 5年度から			30, 960
	令和 6年度まで			
ひろしまの食の魅力向上事業	令和 5年度から			24, 000
	令和 6年度まで			
新事業展開等支援事業	令 和 5 年 度			15, 000
広島県信用保証協会の損失補償	令和 4年 4月 1日から			297, 000
	令和20年 7月31日まで			
広島県信用保証協会の無担保スピード保証融資に対す	令和 4年 4月 1日から			66, 000
る損失補償	令和15年 7月31日まで			
広島県中小企業共済協同組合に対する共済金の貸付	令 和 4 年 度			300, 000
健康・医療関連産業創出支援事業	令 和 5 年 度			40, 000
環境・エネルギー産業集積促進事業	令和 5年度から			67, 500
	令和 6年度まで			
イノベーション人材等育成・確保支援事業	令和 5年度から			97, 100
	令和 9年度まで			
広島県立産業技術交流センター等大規模修繕事業	令 和 5 年 度			129, 400
企業立地促進対策事業	令和 5年度から			2, 902, 692
	令和 7年度まで			
おもてなしトイレ整備事業	令 和 5 年 度			60, 200
ひろしま型スマート農業推進事業	令 和 5 年 度			60, 000

事項	期	間	限度額
農業近代化資金の融資に対する利子補給	令和 5年度	きから	農業近代化資金融通法に基づく融資に対し年 1.65パーセントの範
	令和22年度	ままで	囲内で行う利子補給 利子補給限度額 34,655
農業振興資金の融資に対する利子補給	令和 5年度	きから	農業近代化資金融通法に基づく融資等に対し年 1.517パーセント
	令和14年度	きまで	の範囲内で行う利子補給 利子補給限度額 13,119
漁業近代化資金の融資に対する利子補給	令和 5年度	きから	漁業近代化資金融通法に基づく融資に対し年 1.65パーセントの範
	令和25年度	きまで	囲内で行う利子補給 利子補給限度額 116,603
漁業振興資金の融資に対する利子補給	令和 5年度	きから	漁業近代化資金融通法に基づく融資等に対し年 1.925パーセント
	令和15年度	きまで	の範囲内で行う利子補給 利子補給限度額 4,361
リース漁船等導入事業に係る漁業近代化資金の融資に	令和 5年度	きから	漁業近代化資金融通法に基づく融資に対し年 1.1パーセントの範
対する利子補給	令和25年度	きまで	囲内で行う利子補給 利子補給限度額 19,840
水産業スマート化推進事業	令 和 5	年 度	1, 500
鍋石外7地区圃場整備事業	令 和 5	年 度	1, 093, 600
備北南部2期地区広域営農団地農道整備事業	令 和 5	年 度	53, 000
安芸灘 3 期地区基幹農道整備事業	令 和 5	年 度	330, 000
農地海岸維持管理業務委託事業	令和 4年度	きから	600
	令和 5年度	きまで	
川原山池外11地区溜池等整備事業	令和 5年度	きから	705, 000
	令和 6年度	きまで	
森林整備活性化資金に係る造林資金及び林業経営安定	令和 5年度	度から	株式会社日本政策金融公庫法に基づく融資に対し年 1.3パーセント
資金の融資に対する利子補給	令和34年月	ままで	の範囲内で行う利子補給 利子補給限度額 2,627
井西谷外 2 工区育成林整備事業	令 和 5	年 度	70,000
明谷外7工区森林居住環境整備事業	令 和 5	年 度	250, 000
姥ケ迫外22地区山地治山事業	令 和 5	年 度	99, 200

事項	期間	限度額
恵原山外33地区治山激甚災害対策特別緊急事業	令 和 5 年 度	213, 050
漁港維持管理業務委託事業	令和 4年度から	4, 400
	令和 5年度まで	
広島県土地開発公社が行う公共用地先行取得事業に要	令和 5年度から	830, 000
する経費	令和 8年度まで	
建設技術者等雇用助成事業	令 和 5 年 度	11, 100
「地方道路公社法」第28条の規定による広島高速道路	令和 4年度から	15, 867, 840
公社に対する債務保証	令和 24年度まで	
一般国道487号道路災害防除事業	令 和 5 年 度	420,000
一般国道184号道路改良事業	令 和 5 年 度	100,000
一般国道317号道路改良事業	令 和 5 年 度	110,000
主要地方道吉田豊栄線道路改良事業	令 和 5 年 度	1, 500, 000
主要地方道鞆松永線道路改良事業	令 和 5 年 度	600, 000
主要地方道福山沼隈線道路改良事業	令和 5年度から	2, 900, 000
	令和 7年度まで	
一般県道三次江津線道路改良事業	令 和 5 年 度	400,000
一般県道広島海田線道路改良事業	令 和 5 年 度	700, 000
一般県道加茂福山線道路改良事業	令 和 5 年 度	150,000
道路事業(単独)	令 和 5 年 度	1,700,000
道路巡視業務委託事業	令和 4年度から	660,000
	令和 6年度まで	
道路維持管理業務委託事業	令和 5年度から	1, 080, 000
	令和 6年度まで	

事項	期間	限	度	額
一級河川福川河川改修費	令和 5年度から			1, 150, 000
	令和 6年度まで			
一級河川有地川河川改修費	令 和 5 年 度			30, 000
二級河川堺川河川改修費	令 和 5 年 度			280, 000
二級河川沼田川河川改修費	令 和 5 年 度			50, 000
二級河川岡ノ下川河川改修費	令 和 5 年 度			60, 000
二級河川手城川河川改修費	令 和 5 年 度			440, 000
二級河川大河原川河川改修費	令 和 5 年 度			100, 000
一級河川京橋川高潮対策事業	令 和 5 年 度			100, 000
一級河川猿猴川高潮対策事業	令 和 5 年 度			100, 000
二級河川藤井川高潮対策事業	令 和 5 年 度			100, 000
二級河川三津大川河川災害関連事業	令 和 5 年 度			200, 000
魚切ダム堰堤改良事業	令 和 5 年 度			130, 000
梶毛ダム堰堤改良事業	令 和 5 年 度			100, 000
椋梨ダム堰堤改良事業	令 和 5 年 度			80, 000
山田川ダム堰堤改良事業	令 和 5 年 度			100, 000
河川事業(単独)	令 和 5 年 度			500, 000
河道浚渫事業	令 和 5 年 度			400, 000
護岸等修繕事業	令 和 5 年 度			170, 000
河川維持管理業務委託事業	令和 5年度から			143, 000
	令和 6年度まで			
東山本川通常砂防事業	令 和 5 年 度			100, 000
砂防激甚災害対策特別事業	令 和 5 年 度			5, 800, 000

事項	期間	限度額
砂防事業(単独)	令 和 5 年 度	250, 000
砂防維持管理業務委託事業	令和 5年度から	9, 000
	令和 6年度まで	
海岸維持管理業務委託事業	令 和 5 年 度	20, 000
国際拠点港湾広島港修築事業	令和 5年度から	4, 209, 000
	令和 7年度まで	
重要港湾福山港修築事業	令 和 5 年 度	208, 000
厳島港地方港湾修築事業	令 和 5 年 度	150,000
国際拠点港湾広島港環境整備事業	令 和 5 年 度	200, 000
重要港湾尾道糸崎港環境整備事業	令 和 5 年 度	100,000
厳島港港整備交付金	令 和 5 年 度	208, 000
大竹港港整備交付金	令 和 5 年 度	625, 000
大西港港整備交付金	令 和 5 年 度	208, 000
忠海港港整備交付金	令 和 5 年 度	104, 000
港湾事業(単独)	令 和 5 年 度	390, 000
港湾維持管理業務委託事業	令和 4年度から	111,000
	令和 5年度まで	
広島県土地開発公社が行う国土交通省所管補助事業(	令和 5年度から	1, 500, 000
街路)の用に供するための公共用地の取得に要する経	令和 8年度まで	
費		
広島県土地開発公社が行う国土交通省所管補助事業(	令和 4年度から	1, 500, 000
街路)の用に供するための公共用地の取得に対する債	令和 8年度まで	
務保証		

事	項	期	間	限	度	額
栗柄広谷線街路事業		令 和	5 年 度			200, 000
街路事業(単独)		令 和	5 年 度			200, 000
広島県立みよし公園設備改修事業		令 和	5 年 度			52, 500
広島県立びんご運動公園設備改修	事業	令 和	5 年 度			210, 000
公園事業(単独)		令 和	5 年 度			31, 500
建築基準法等施行費		令 和	5 年 度			6, 586
土木施設災害復旧事業		令 和	5 年 度			2, 000, 000
県立学校施設整備事業		令 和	5 年 度			1, 417, 025
県立特別支援学校通学対策事業		令 和	4年度から			4, 070, 750
		令和	9 年 度 ま で			
歴史博物館運営費		令 和	5 年 度		 	127, 600
監査充実強化事業		令和	5 年 度 か ら		 	30, 920
		令 和	6 年 度 ま で			

第3表 地方債				(	(単位:千円、%)
起 債 の 目 的	限度額	起 債 の 方 法	利 率	償還の	方 法
一般公共事業	28, 000, 400	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体と の共同発行を含む。)	8.5以内	借入先の融資条件の定め	るところによる。
補助災害復旧事業	7, 825, 200	同 上	同 上	同	上
単独災害復旧事業	130, 400	同 上	同 上	司	上
学校教育施設等整備事業	1, 348, 700	同 上	同 上	司	上
社会福祉施設整備事業	1, 800, 800	同 上	同 上	司	上
消防学校施設整備事業	10, 600	同 上	同 上	司	上
公共施設等管理事業	1, 944, 900	同 上	同 上	司	上
都市圏魅力創造戦略推進事業	180, 000	同 上	同 上	同	上
生活交通確保対策事業	6, 800	同 上	同 上	司	上
児童福祉施設整備事業	686, 100	同 上	同 上	司	上
自然公園等整備事業	95, 300	同 上	同 上	司	上
県立広島大学整備事業	388, 800	同 上	同 上	司	上
高等技術専門校整備事業	57, 400	同 上	同 上	司	上
漁港改良事業	30, 900	同 上	同 上	同	上
広島高速道路公社出資	925, 000	同 上	同 上	同	上
都市生活環境整備特別対策事業	13, 000	同 上	同 上	同	上
港湾改良事業	1, 405, 600	同 上	同 上	同	上
交番・駐在所庁舎建設事業	198, 300	同 上	同 上	同	上

起 債 の 目 的	限度額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
交通安全施設整備事業	838, 200	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体と の共同発行を含む。)	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。
警察施設整備事業	1, 683, 200	同 上	同上	同 上
私立学校施設耐震化整備事業	8, 300	同 上	同上	同 上
公園整備事業	203, 100	同 上	同上	同 上
防災対策事業	13, 765, 300	同 上	同上	同 上
地方道路等整備事業	10, 801, 600	同 上	同上	同 上
臨時高等学校整備事業	2, 296, 800	同 上	同上	同 上
水道用水供給事業出資	919, 300	同 上	同上	同 上
広島高速道路公社特別転貸	925, 000	同 上	同上	同 上
災害援護資金貸付事業	400	同 上	0	同 上
臨時財政対策	24, 895, 000	同 上	8.5以内	同 上
退職手当	1, 300, 000	同 上	同 上	同 上
合 計	102, 684, 400			

### 県第 2号議案

令和4年度広島県証紙等特別会計予算

令和4年度広島県証紙等特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,083,048千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年2月15日提出

款	項	金	額
1 証紙収入			24, 000
	1 証紙収入		23, 999
	2 繰越金		1
2 証紙代金収納計器収入			3, 059, 048
	1 証紙代金収納計器収入		3, 059, 047
	2 繰越金		1
歳 入 合 計			3, 083, 048

款	項	金	額
1 証紙繰出金			24, 000
	1 証紙繰出金		24, 000
2 証紙代金収納計器繰出金			3, 059, 048
	1 証紙代金収納計器繰出金		3, 059, 048
歳 出 合 計			3, 083, 048

### 県第 3号議案

#### 令和4年度広島県管理事務費特別会計予算

令和4年度広島県管理事務費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 637,607千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年2月15日提出

款	項	金額
1 管理事務費収入		637, 607
	1 繰越金	1
	2 諸収入	637, 606
歳 入 合 計		637, 607

款	項	金	額
1 管理事務費			637, 607
	1 用品調達費		435, 554
	2 通信管理費		202, 053
歳 出 合 計			637, 607

#### 県第 4号議案

令和4年度広島県公債管理特別会計予算

令和4年度広島県公債管理特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 280,262,876千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和4年2月15日提出

	,			
款	項	金	額	
1 公債管理収入			280, 262, 876	
	1 財産収入		692, 711	
	2 繰入金		193, 447, 165	
	3 県債		86, 123, 000	
歳 入 合 計			280, 262, 876	

(単位:千円) 歳 出 款 項 金 額 1 公債管理費 280, 262, 876 1 公債管理費 280, 262, 876 出 合 計 歳 280, 262, 876

第2表 地方信	責									(単位:	: 千円、%)
起	責 の	目	的	限度額	起債の	の方法	利 率	償	還(	の方	法
一般会計借換				85, 602, 000		び証券発行 公共団体と を含む。)	8.5以内	借入先の融資	資条件の第	定めるとこ	ろによる。
県営住宅事業費	費特別会計借換			521,000	同	上	同 上		同	上	
	合	計		86, 123, 000							

### 県第 5号議案

令和4年度広島県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計予算

令和4年度広島県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ457,867千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年2月15日提出

歳 入

(単位:千円)

款	項	金	額
1 母子・父子・寡婦福祉資金収入			457, 867
	1 繰入金		2, 676
	2 繰越金		273, 011
	3 諸収入		182, 180
歳 入 合 計			457, 867

	를 기	飲		項	金	額
1 母子・父子・寡婦福祉資金						457, 867
				1 母子・父子・寡婦福祉費		457, 867
歳	出	合	計			457, 867

### 県第 6号議案

令和4年度広島県国民健康保険事業費特別会計予算

令和4年度広島県国民健康保険事業費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ229,597,784千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年2月15日提出

歳 入

(単位:千円)

款	項	金	額
1 国民健康保険事業費収入			229, 597, 784
	1 分担金及び負担金		65, 535, 677
	2 国庫支出金		62, 045, 931
	3 療養給付費等交付金		305
	4 前期高齢者交付金		85, 570, 618
	5 共同事業交付金		371, 252
	6 財産収入		365
	7 繰入金		14, 098, 493
	8 繰越金		1, 975, 143
歳 入 合 計			229, 597, 784

款	項	金	額
1 国民健康保険事業費			229, 597, 784
	1 総務費		12, 463
	2 国民健康保険運営費		229, 375, 461
	3 保健事業費		200, 000
	4 基金積立金		365
	5 諸支出金		9, 495
歳 出 合 計			229, 597, 784

### 県第 7号議案

令和4年度広島県中小企業支援資金特別会計予算

令和4年度広島県中小企業支援資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,858,932千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年2月15日提出

歳 入

(単位:千円)

款	項	金額
1 中小企業支援資金収入		1, 858, 932
	1 繰入金	20, 856
	2 繰越金	16, 071
	3 諸収入	1, 822, 005
歳 入 合 計		1, 858, 932

歳 出 (単位:千円)

款	項	金	額
1 中小企業支援資金			1, 858, 932
	1 貸付金		20, 855
	2 諸支出金		1, 838, 077
歳 出 合 計			1, 858, 932

## 県第 8号議案

### 令和4年度広島県農水産振興資金特別会計予算

令和4年度広島県農水産振興資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7,830千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年2月15日提出

歳 入 (単位:千円)

款	項	金	額
1 農業改良資金収入			6, 531
	1 繰入金		1
	2 繰越金		6, 422
	3 諸収入		108
2 沿岸漁業改善資金収入			1, 299
	1 繰入金		2
	2 繰越金		1, 296
	3 諸収入		1
歳 入 合 計			7, 830

歳 出 (単位:千円)

款	項	金	額
1 農業改良資金			6, 531
	1 農業改良資金		6, 531
2 沿岸漁業改善資金			1, 299
	1 沿岸漁業改善資金		1, 299
歳 出 合 計			7, 830

## 県第 9号議案

令和4年度広島県県営林事業費特別会計予算

令和4年度広島県県営林事業費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 676,753千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年2月15日提出

歳 入

(単位:千円)

款	項	金	額
1 県営林事業費収入			676, 753
	1 国庫支出金		32, 016
	2 財産収入		376, 154
	3 繰入金		130, 847
	4 繰越金		134, 947
	5 諸収入		2, 789
歳 入 合 計			676, 753

 歳 出
 (単位: 千円)

 款 項 金額

 1 県営林事業費
 676,753

 歳 出 合 計
 676,753

 676,753

#### 県第10号議案

令和4年度広島県港湾特別整備事業費特別会計予算

令和4年度広島県港湾特別整備事業費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 16,045,574千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

令和4年2月15日提出

歳 入

(単位:千円)

款	項	金	額
1 港湾特別整備事業収入			16, 045, 574
	1 分担金及び負担金		203, 075
	2 使用料及び手数料		2, 326, 630
	3 財産収入		4, 277, 564
	4 繰越金		1
	5 諸収入		101, 504
	6 県債		9, 136, 800
歳 入 合 計			16, 045, 574

歳 出 (単位:千円)

款	項	金	額
1 港湾特別整備事業費			16, 045, 574
	1 公債費		7, 711, 859
	2 広島港費		3, 697, 785
	3 福山港費		668, 845
	4 尾道糸崎港費		57, 499
	5 地方港湾費		136, 100
	6 諸支出金		3, 755, 501
	7 漁港費		17, 985
歳 出 合 計			16, 045, 574

52表 債務負担行為					(単位:千F
事	項	期間	限	度	額
二島港出島地区臨海土地造成事業		令 和 5 年 度			612, 000
		-			

第3表	地方債												(単位:	: 千円、%)
起	債	Ø	I	的	限度額	起債	· 0	方 法	利 率	償	還	D	方	法
港湾特別	」整備事業				9, 136, 800									
広島港	整備事業				7, 766, 200	証書借	人及び記	証券発行	8.5以内	借入先の隔	增条件	の定め	うるとこ	ころによる。
福山港	整備事業				750, 300	同		上	同上	同				上
尾道糸	、崎港整備事業	Ě			191, 500	同		上	同上	同				上
地方港	誇整備事業				428, 800	同		上	同上	同				上
合				計	9, 136, 800									

#### 県第11号議案

令和4年度広島県県営住宅事業費特別会計予算

令和4年度広島県県営住宅事業費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,152,813千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

令和4年2月15日提出

歳 入

(単位:千円)

項	金	額
		6, 152, 813
1 使用料及び手数料		2, 981, 737
2 国庫支出金		891, 306
3 財産収入		1,666
4 繰入金		1, 131, 838
5 繰越金		34, 881
6 諸収入		3, 685
7 県債		1, 107, 700
		6, 152, 813
	<ul> <li>2 国庫支出金</li> <li>3 財産収入</li> <li>4 繰入金</li> <li>5 繰越金</li> <li>6 諸収入</li> </ul>	2 国庫支出金         3 財産収入         4 繰入金         5 繰越金         6 諸収入

歳 出 (単位:千円)

款	項	金額			
1 県営住宅事業費			5, 169, 551		
	1 県営住宅事業費		5, 169, 551		
2 公債費			983, 262		
	1 公債費		983, 262		
歳出合計			6, 152, 813		

第2表 債務負担行為						(単位:千)
事	項	期	間	限	度	額
主宅建設事業		令和 5 4	年度から			3, 395, 38
		令和 64	年度まで			
		•	•			

第3表 均	地方債							(単位:千円、%)
起	債	Ø	目	的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
住宅建設事	事業				1, 107, 700	証書借入及び証券発行	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。
合				計	1, 107, 700			

## 県第12号議案

令和4年度広島県高等学校等奨学金特別会計予算

令和4年度広島県高等学校等奨学金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 584,917千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年2月15日提出

歳 入 (単位:千円)

款	項	金	額
1 高等学校等奨学金収入			584, 917
	1 繰越金		327, 997
	2 諸収入		256, 920
歳 入 合 計			584, 917

歳出			(単位:千円)
±/₊	T-F	_	拉车

款	項	金	額
1 高等学校等奨学金			584, 917
	1 高等学校等奨学金		584, 917
歳 出 合 計			584, 917

県第13号	号議案													
								令利	口4年度	<b></b> 広島県病院事業	会計予算			
(総 貝	則)													
第1条	令和	4 年度	医広島県	表病院事	業会	計予算/	は、次条り	以下に気	官めると	ころによる。				
(業務の	の予定	量)												
第2条	業務の	の予定	三量は、	次のと	おり	とする。								
(1)	病			院			数				;	2 病	院	
(2)	病			床			数				798	8	床	
(3)	年		間	患	į	者	数							
		J	(					院			199, 613	2	人	
		夕	+					来			317, 820	0	人	
(4)	_	目	平	均	患	者	数							
		J	(					院			54	7	人	
		夕	+					来			1, 308	8	人	
(5)	主	要	な建	設	改 .	良事	業							
		県	点 立	広 島	病	院	と 備 事	革 業			338, 01	7 千	円	
		模	幾 械	器 具	及 で	び備	品整(	<b></b> 費			842, 11	1 千	-円	
(収益的	的収入	及び支	定出)											
第3条	収益	的収入	人及びえ	支出の 予	定額	は、次の	りとおりる	と定める	5.					
									収	入				
第1章	款	病	院	事	業	収	益				28, 181, 480	0 千	円	
第	1項	<u> </u>	Ē	業		収	益				24, 119, 476	6 千	円	
第2	2項	互	Ē	業	外	収	益				4, 032, 004	4 千	-円	
第:	3項	朱	寺	別		利	益				30, 000	0 千	-円	
									支	出				
第1章	款	病	院	事	業	費	用				28, 159, 159	9 千	円	
第	1項	5	Ē	業		費	用				27, 649, 123	3 千	-円	

第2項	医	業	外 費	用	457,986 千円
第3項	特	別	損	失	52,050 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 1,534,533千円は、当年度分消費税及 び地方消費税資本的収支調整額 209千円及び過年度分損益勘定留保資金 1,534,324千円で補填するものとする。)。

								Ч	X	人		
第1款	資		本	的	収		入				1,915,141 千円	
第1項		企			業		債				1,150,500 千円	
第2項		出			資		金				1,802 千円	
第3項		負			担		金				734,711 千円	
第4項		そ	の	他	雑	収	益				28,128 千円	
								3	支	出		
第1款	資		本	的	支		出				3,449,674 千円	
第1項		建	設		改	良	費				1,206,663 千円	
第2項		企	業	債	償	還	金				2,243,011 千円	
(企業債)												

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 県立病院の施設の整備等資金に充てるため。

限 度 額 1,150,500千円

起債の方法 証書借入及び証券発行。借入時期は令和4年度中とする。ただし、事業の進捗、金融事情その他の都合により企業債の全部又は一部 の借入れを翌年度以降に繰り延べることができる。

利 率 年8.5%以下

償還の方法 借入先の融資条件に定めがある場合はこれに従い、その他の場合は知事が定めるところによる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又

はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

13,503,809 千円

(2) 交 際 費

540 千円

(他会計からの補助金)

第8条 病院運営助成及び施設整備のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,720,724千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、8,607,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

1 取得する資産

種 類

名 称

数量

器械備品

医療情報システム

1 式

令和4年2月15日提出

県第1	4号	-議	宏
711711	. ı ′J	H4X	$\mathcal{I}$

#### 令和4年度広島県工業用水道事業会計予算

### (総 則)

第1条 令和4年度広島県工業用水道事業会計予算は、次条以下に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

$m^3$	107, 376, 210		量	水	給	総	間	年	(1)
$m^3$	294, 181		量	水	給	平 均	日	_	(2)
$m^3$	222, 181	道	水	用		業	工		
$ m m^3$	72, 000	道		水			上		
件	38		数	と 所	事 当	+ 象	水	給	(3)

- 工業用水道
   35件

   上水道
   35件
- (4) 主要な建設改良事業

 太田川東部工業用水道事業
 440,574 千円

 沼田川工業用水道事業
 432,886 千円

 太田川東部工業用水道第2期拡張事業
 86,091 千円

 太田川東部工業用水道第2期拡張事業
 34,483 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

工業用水道事業収益 第1款 2,936,015 千円 業 第1項 2,761,468 千円 収 第2項 業 外 収 益 137,247 千円 第3項 特 別 利 益 37,300 千円

支 出

第1款 工業用水道事業費用 2,845,881千円

第1項	営	業		費	用	2,699,319 千円
第2項	営	業	外	費	用	142,562 千円
第3項	予		備		費	4,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 777,725千円は、当年度分消費税及 び地方消費税資本的収支調整額 57,047千円、過年度分損益勘定留保資金 378,956千円及び当年度分損益勘定留保資金 341,722千円で補填するものと する。)。

									収		入				
第1款	資		本	的	収	入							894	l, 373 千F	円
第1項		企		業			債						527	', 100 千F	Э
第2項		固	定資	産	売 却	代	金						16	5,834 千F	円
第3項		工	事	負	担	1	金						148	8,429 千月	円
第4項		受		託			金						202	2,009 千F	Э
第5項		関	ì	連	収		入							1 千F	Э
									支		出				
第1款	資		本	的	支	出							1,672	2,098 千F	円
第1項		建	設	改	É	Ę	費						994	4,828 千F	Э
第2項		企	業	債	償	還	金						640	), 310 千月	Э
第3項		他多	会計から	の長其	朝借入:	金償還	量金						33	8,800 千F	Э
第4項		補	助	金	返	還	金						3	B, 160 千F	Э
(債務負担行	「為)														
第5条 債務	5負扣	日行為	あをする	ことがつ	できる事	耳頂. :	期間入	るでが限度	額は.	次のと	おり	と定める。			

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

限度額 間 太田川東部工業用水道事業 令和5年度から 308,420 千円 令和7年度まで 沼田川工業用水道事業 令和5年度から 574, 193 千円 令和7年度まで

太田川東部工業用水道第2期事業

令和5年度から

354,820 千円

令和7年度まで

太田川東部工業用水道第2期拡張事業

令和5年度から

26,000 千円

令和7年度まで

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 建設改良等資金に充てるため。

限 度 額 527,100千円

起債の方法 証書借入及び証券発行。借入時期は令和4年度中とする。ただし、事業の進捗、金融事情その他の都合により企業債の全部又は一部

の借入れを翌年度以降に繰り延べることができる。

利 率 年8.5%以下

償還の方法 借入先の融資条件に定めがある場合はこれに従い、その他の場合は知事が定めるところによる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、800,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、 議会の議決を経なければならない。

職員給与費

242,556 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、3,000千円と定める。

令和4年2月15日提出

#### 県第15号議案

#### 令和4年度広島県土地造成事業会計予算

471,254 千円

(総 則)

第1条 令和4年度広島県土地造成事業会計予算は、次条以下に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 土 地 造 成 事 業

土 地 造 成 事 業 費

 箕 島 地 区 土 地 造 成
 382,397 千円

**ド 郷 地 区 土 地 造 成 48,857千円** 

開 発 整 備 推 進 40,000 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 土 地 造 成 事 業 収 益 47,915 千円

第1項 営 業 収 益 1千円

第2項 営 業 外 収 益 47,914 千円

支 出

第1款 土 地 造 成 事 業 費 用 265,931 千円

第1項 営 業 費 用 189,228 千円

第2項 営 業 外 費 用 75,703 千円

第3項 予 備 費 1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 1,444,343千円は、過年度分損益勘定 留保資金 1,444,343千円で補填するものとする。)。

収 入

第1款 資 本 的 収 入 2,283,040 千円

出 金 2,276,911 千円 第1項 金 第2項 受 託 6,128 千円 第3項 閣 連 IJΖ 入 1 千円 支 Ш 的 支 資 本 出 第1款 3,727,383 千円

造 471,254 千円 第1項 土 地 成 費 受 託 第2項 Τ. 事 6,129 千円 第3項 企 業債償還 3,250,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項 期 間

箕島地区土地造成事業 令和 5 年度 38,824 千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、800,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、 議会の議決を経なければならない。

職員給与費

88,406 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、5,000千円と定める。

令和4年2月15日提出

広島県知事 湯 﨑 英 彦

限度額

#### 県第16号議案

#### 令和4年度広島県水道用水供給事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度広島県水道用水供給事業会計予算は、次条以下に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	年	間	総	給	水	量	76, 528, 82	20	m³
-----	---	---	---	---	---	---	-------------	----	----

(2) 一 日 平 均 給 水 量 209,668 m<sup>3</sup>

(3) 給 水 対 象 事 業 所 数 15 件

(4) 主要な建設改良事業

広島水道用水供給施設建設事業 3,939,724千円

広島西部地域水道用水供給施設建設事業 1,105,244 千円

沼田川水道用水供給施設建設事業 998,052 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水 道 用 水 供 給 事 業 収 益 11,511,187 千円

第1項 営 業 収 益 10,276,488 千円

第2項 営 業 外 収 益 1,174,076 千円

支 出

第1款 水道用水供給事業費用 9,824,732千円

第1項 営 業 費 用 9,231,510 千円

第2項 営 業 外 費 用 590,222 千円

第3項 予 備 費 3,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 5,977,717千円は、当年度分消費税

及び地方消費税資本的収支調整額 327,168千円、建設改良積立金 1,320,220千円、渦年度分損益勘定留保資金 1,485,657千円及び当年度分損益勘定 留保資金 2,844,672千円で補填するものとする。)。 収 入 的 第1款 資 本 IJΖ 入 2, 174, 474 千円 資 919,300 千円 第1項 第2項 固定資産売却代金 11,631 千円 第3項 補 助 977, 274 千円 受 託 266,268 千円 第4項 関 第5項 連 IJΖ 入 1 千円 支 出 資 本 的 支 出 第1款 8, 152, 191 千円 第1項 建 設 改 良 6,051,037 千円 第2項 業 企. 倩 償 2,098,182 千円 2,972 千円 第3項 補 助 金 返 還 (債務負担行為) 第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。 事 期 間 限度額 項 令和5年度から 広島水道用水供給施設建設工事 10, 152, 003 千円 令和8年度まで 広島西部地域水道用水供給施設 令和5年度から 3,829,450 千円 令和9年度まで Τ. 沼田川水道用水供給施設建設工事 令和5年度から 421,997 千円 令和7年度まで (一時借入金) 第6条 一時借入金の限度額は、800,000千円と定める。 (議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又

はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

772,606 千円

(2) 交 際 費

150 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、3,000千円と定める。

令和4年2月15日提出

旧姓1	7 🎞 .	辛辛	#
県第1	(万	誐	籴

#### 令和4年度広島県流域下水道事業会計予算

### (総 則)

第1条 令和4年度広島県流域下水道事業会計予算は、次条以下に定めるところによる。

#### (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

	(1)	流	域	関	連	市	町	数		9	Ē	+	ĵ	Æ	T	
--	-----	---	---	---	---	---	---	---	--	---	---	---	---	---	---	--

(2) 年 間 総 処 理 水 量 81,322,000 m<sup>3</sup>

(3) 一 日 平 均 処 理 水 量 222,800 m<sup>3</sup>

(4) 建 設 改 良 事 業

太 田 川 流 域 下 水 道 建 設 事 業 854,903 千円

芦田川流域下水道建設事業 802,690 千円

沼田川流域下水道建設事業 1,448,984 千円

### (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 流域下水道事業収益 9,074,692千円

第1項 営 業 収 益 5,523,617 千円

第2項 営 業 外 収 益 3,546,217 千円

第 3 項 特 別 利 益 4.858 千円

支 出

第1款 流域下水道事業費用 9,058,256千円

第1項 営 業 費 用 8,807,722 千円

第2項 営 業 外 費 用 227,476 千円

第 3 項 特 別 損 失 20,058 千円

第4項 予 備 費 3,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 884,601千円は、当年度分消費税及 び地方消費税資本的収支調整額 5,668千円、過年度分損益勘定留保資金 538,147千円及び当年度分損益勘定留保資金 340,786千円で補填するものと する。)。

IJΔ 入 本 的  $\Pi\Delta$ 入 第1款 箵 3,513,680 千円 第1項 企 業 倩 741,500 千円 第2項 補 助 金 2,074,023 千円 第3項 T. 事 負 担 698,156 千円 関 連 収 入 1 千円 第4項 支 Ж 第1款 資 本 的 支 出 4,398,281 千円 第1項 建 設 改 良 3, 106, 577 千円 第2項 業 倩 償 1,291,704 千円 (債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

 事項
 期間
 限度額

 太田川流域下水道建設事業
 令和5年度から
 411,900千円

 令和6年度まで
 行和5年度から
 1,255,431千円

 令和6年度まで
 行和6年度まで

 沼田川流域下水道建設事業
 令和5年度
 25,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 建設改良等資金に充てるため。

限 度 額 741,500千円

起債の方法 証書借入及び証券発行。借入時期は令和4年度中とする。ただし、事業の進捗、金融事情その他の都合により企業債の全部又は一部 の借入れを翌年度以降に繰り延べることができる。

利 年8.5%以下

償還の方法 借入先の融資条件に定めがある場合はこれに従い、その他の場合は知事が定めるところによる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、800,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、 議会の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費 151,556 千円

(他会計からの補助金)

第9条 流域下水道事業の経営基盤の強化及び施設整備のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,446,418千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、3,000千円と定める。

令和4年2月15日提出